

戸籍の附票の写し又は戸籍の附票の除票の写しの交付に関する省令の一部を改正する省令(案)に対する意見募集の結果

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	命令等へ反映の有無
1	「市町村長の指定する方法」と書いてあるが「区長」はなぜ含まれないのか。	戸籍の附票の写し又は戸籍の附票の除票の写しの交付に関する省令第1条第1項において「市町村長(特別区にあつては区長、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては区長又は総合区長。以下同じ。)」と規定されており、御指摘の改正案中の「市町村長」には「区長」も含まれております。	無
2	<p>改正する必要性を感じません。</p> <p>渋谷区のLINEを通じた住民票の写しの交付をうけての改正かと思われませんが、このような事業者の新規参入を妨げて、マイナンバーカードの普及とそれによる電子署名のみを根拠とした申請を進めることが、行政サービスを受ける市民の利益になるのでしょうか。</p> <p>現在の国と都道府県、区市町村の状態では旧来の入札制度を経たサービス構築によって、既に一定の利便性が確保されているサービスを上回るものが提供されるとは思えませんし、マイナンバーカードを用いた電子署名による個人認証の機密性がそれとトレードオフになるものとも思えません。</p> <p>民間企業の自主的なサービスデザインを上回るものが現在の行政府から出てくるとは到底思えず、間口を広く持って基盤的な部分を整備することに尽力するのがいいのではないかと考えています。</p>	<p>戸籍の附票の写しの交付の請求等の住民基本台帳法に基づく手続については、なりすまし等の不当な手段により行われることにより個人情報が漏えいされることを防ぐため、同法の規定に基づき、請求時に厳格な本人確認を行うこととされています。</p> <p>これらの手続は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により、オンラインによることも認められていますが、この場合においても、住民基本台帳法が求める厳格な本人確認が必要であることから、請求等を行う者は入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければならないものと考えています。</p> <p>今回の改正案はこの趣旨を明確化することとしたものであり、法令に基づき電子署名を用いた上で、市区町村や民間企業が独自に提供するサービスによりオンラインによる請求等を行うことを否定するものではなく、「事業者の新規参入」を妨げるものとは考えておりません。</p>	無
3	<p>個人情報にあたる電子証明書を市区町村長の確認の必要をなくすのは、個人情報の取り扱いの観点から賛成できない。</p> <p>改正後だと送信の要求を受けたら、ほぼ有無を言わず証明書を送らなければならないと見える。時間の短縮化を狙ったものだと思うが、送信要求者と要求された者のつながりが適切なものかどうかを慎重に確認しないほうがリスクが高い。</p> <p>意見としては改正は不要。しかし、市区町村長が多忙で確認するのに時間がかかるのがやはり問題であり、かつ、人員に余裕があれば、市区町村長から任命された人員にその権限の行使を認める方向でいいと思われる。</p>	<p>戸籍の附票の写しの交付の請求等の住民基本台帳法に基づく手続については、なりすまし等の不当な手段により行われることにより個人情報が漏えいされることを防ぐため、同法の規定に基づき、請求時に厳格な本人確認を行うこととされています。</p> <p>これらの手続は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により、オンラインによることも認められていますが、この場合においても、住民基本台帳法が求める厳格な本人確認が必要であることから、請求等を行う者は入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければならないものと考えています。</p> <p>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第2条第1項又は電子署名及び認証業務に関する法律第2条第1項に規定する電子署名は、これを用いることで、暗号技術によって、確実な本人確認と文書の改ざん検知が可能となる上、電子署名及び認証業務に関する法律第3条の規定に基づき、送信された情報は真正に成立したことが推定されることとされているものであることから、オンラインにおける厳格な本人確認手段として適切なものと考えています。</p>	無
4	<p>○ 戸籍の附票の写しの請求など、住民に身近な手続は、様々なチャネルの選択肢があるに越したことはありません。</p> <p>○ 金融機関のオンライン本人確認にも利用できるレベルのセキュリティを確保したeKYCを活用する道を閉ざすのは、行政のデジタル化を衰退させます。</p> <p>○ 管内閣はデジタル庁を設置して、諸外国から数十年も遅れている日本の行政のDXを推進するのではなかったのですか？明らかに時代や住民の要請に逆行した、省令の改正です。</p> <p>○ 国(総務省)は、マイナンバーカードを普及させたいのですが、それ自体は否定しません。しかしながら、他の優れた技術を認めないという閉鎖的な思考は、明らかに省益優先で住民の利益をないがしろにしています。</p> <p>○ 私は自治体の職員として、行政のDXはスタートアップ企業のアイデアや感性、技術力やスピード感を活用しないと、成功しないと実感しています。このような観点からも今回の省令改正は百害あって一利なしです。自治体からしたら、はっきり言って迷惑です。余計な事をしないでいただきたい。</p> <p>○ 行政手続のオンライン化は住民の生活の利便性に直結した分野です。これにかかわる重要な法令解釈を、省令の改正という極めて小手先かつ非民主的な手段で「こっそり」とやるのは、単法であるとともに、住民、自治体職員、行政のデジタル化に関わる民間企業を軽んじていると、強い憤りを覚えます。</p> <p>○ 国が行政のDXを本気で進めたいのであれば、本件省令改正は撤回していただかないと筋が通りません。</p>	<p>戸籍の附票に記載される情報は、氏名、住所等、個人識別につながる情報が含まれ、不正に外部へ漏えいした場合、第三者に悪用される危険性が高いものであるため、戸籍の附票の写しの交付の請求等の住民基本台帳法に基づく手続については、なりすまし等の不当な手段により行われることにより個人情報が漏えいされることを防ぐため、同法の規定に基づき、請求時に厳格な本人確認を行うこととされています。</p> <p>これらの手続は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により、オンラインによることも認められていますが、この場合においても、住民基本台帳法が求める厳格な本人確認が必要であることから、請求等を行う者は入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければならないものと考えています。</p> <p>今回の改正案はこの趣旨を明確化することとしたものであり、法令に基づき電子署名を用いた上で、市区町村や民間企業が独自に提供するサービスによりオンラインによる請求等を行うことを否定するものではなく、「行政のDX」の推進に逆行するものとは考えておりません。</p>	無
5	<p>地方自治体のデジタル化に歯止めをかける省令の改正には反対です。</p> <p>「所定の電子署名により本人確認を行わなければならないこと」の必要性はどこにあるのでしょうか。総務省として、必要である理由を積極的にお公表してください。</p> <p>また、本人確認が不十分だということであればその旨、渋谷区と協議し、マイナンバーカードに限らない正しい電子的な本人確認手段を全国の地方自治体に通知すべきです。</p> <p>最後に、マイナンバーカードの普及と、行政のデジタル化の加速は一体となって進めるべきであり、国が地方自治体の足を引っ張っている場合ではありません。</p>	<p>戸籍の附票の写しの交付の請求等の住民基本台帳法に基づく手続については、なりすまし等の不当な手段により行われることにより個人情報が漏えいされることを防ぐため、同法の規定に基づき、請求時に厳格な本人確認を行うこととされています。</p> <p>これらの手続は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により、オンラインによることも認められていますが、この場合においても、住民基本台帳法が求める厳格な本人確認が必要であることから、請求等を行う者は入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければならないものと考えています。</p> <p>今回の改正案はこの趣旨を明確化することとしたものであり、法令に基づき電子署名を用いた上で、市区町村や民間企業が独自に提供するサービスによりオンラインによる請求等を行うことを否定するものではなく、「地方自治体のデジタル化」を妨げるものとは考えておりません。</p> <p>なお、「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号)第二条第一項又は電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第二条第一項に規定する電子署名」は、個人番号カードを用いた電子署名に限られるものではありません。</p>	無
6	<p>本問題は、俯瞰した視点でいえば、デジタルガバメントをどのように作っていくかという中での本人確認のありかたという論点の問題である。そのような横断的視点を踏まえ上での個別問題としてとらえるべきである。デジタル政策の司令塔であるデジタル庁が関係省庁(規制改革推進会議を含む)とも連携しながら、まずは政府としての公式見解をあらためて整理し公表することがこの改正の可否を議論する前に重要である。</p> <p>○ 他の方法を法文上明らかに許容している但し書きを今回削除するという事は、明らかに実質的な内容変更と考えざるを得ないが、単なる明確化という説明にしている合理的理由は何か。逆に言えば、現行の但し書きは本来どういうことを想定したものなのか。</p> <p>○ 従来の政府見解や関係省庁文書等と本問題の相互関係性や接続性に関する整理が必要であり、どのような手続きではどのような本人確認手法を使うのか、マイナンバーカードの公的個人認証機能活用以外の方法をどこまで認めるのか認めないべきなのか、認める場合認めない場合はその範囲と理由といった大きな方向性を政府としてきちんとあらためて整理してデジタル庁のもとで統一的にハンドリングすることがデジタルガバメント推進の上では必要不可欠である。これを踏まえないと、一般国民や事業者にも大きな混乱をもたらす。行政手続きのオンラインの本人確認の手法に関する文書としては、少なくとも以下のようなものがある。</p> <p>・2018年7月20日「デジタル・ガバメント実行計画」(デジタル・ガバメント関係会議決定)での以下の記述 「電子的な本人確認の手段についても、行政手続における本人確認等の手法として広く用いられているマイナンバーカード等を用いた電子署名に加え、情報システムの取り扱い情報や行政サービスの性質等を勘案し、電子署名以外の電子認証等の適切な技術選択を行うことが重要である。」</p> <p>・2019年2月25日CIO連絡会議決定(上記方針を受けたもの)『行政手続きにおけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン』</p> <p>・2020年2月27日IT戦略本部提出資料『本人確認のデジタル化・厳格化の推進について(説明資料)』</p> <p>・2020年12月25日『デジタル・ガバメント実行計画』(閣議決定)での以下記述 『本人確認のオンライン化 行政手続のオンライン化に当たっては、各府省は、「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」(平成31年2月25日CIO連絡会議決定)に基づき、各手続の特性や利用者の利便性を総合的に勘案して、マイナンバーカードの公的個人認証機能の活用など各手続に見合った本人確認のオンライン化を行う。』</p> <p>・2021年6月18日『デジタル社会の実現に向けた重点計画』(閣議決定)での以下記述 『「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」に基づき、行政手続の特性に応じた本人確認手法の適正化を図る。』</p> <p>『eKYC等を用いた民間取引等における本人確認手法の普及促進 デジタル空間での安心・安全な民間取引等において必要となる本人確認について、公的個人認証サービス(JPKI)の利用に加え、安全性や信頼性等に配慮しつつ、具体的な課題と方向性を整理し、簡便な手法の一つであるeKYC等を用いた本人確認手法の普及を促進する。』</p> <p>・2021年8月23日 第11回規制改革推進会議資料の当面の課題より抜粋 『本人認証方法の統一(個人:マイナンバーカード、法人:G Biz ID)、行政機関間の連携による添付書面等の削減、民間サービスとのAPI連携等による利便性向上に取り組み、官民の手続のオンライン利用率を横断的かつ大胆に引きあげる。』</p> <p>○他省庁の以下の役割や動きに十分留意する必要がある。</p> <p>・デジタル庁の所掌事務に、「情報通信技術を用いた本人確認に関する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。』(デジタル庁設置法第4条第2項第5号)とある。</p> <p>・規制改革推進会議で、9月8日の第1回デジタルWGでは、「行政手続における書面主義の見直し及びオンライン利用率を大胆に引き上げる取組について(戸籍謄抄本の請求等のオンライン化の促進等)」が議論されている。</p>	<p>戸籍の附票の写しの交付の請求等の住民基本台帳法に基づく手続については、なりすまし等の不当な手段により行われることにより個人情報が漏えいされることを防ぐため、同法の規定に基づき、請求時に厳格な本人確認を行うこととされています。</p> <p>これらの手続は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により、オンラインによることも認められていますが、この場合においても、住民基本台帳法が求める厳格な本人確認が必要であることから、請求等を行う者は入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければならないものと考えています。</p> <p>今回の改正は、この趣旨を明確化するため、同趣旨の住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令の一部改正と併せて、規定を整備することとしたものです。ご指摘の累次の政府文書も踏まえ、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律を所管する内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室(現在のデジタル庁)にも協議の上、検討を行ってきたところであり、適正な改正であると考えておりますが、頂戴した意見は今後の参考とさせていただきます。</p>	無